

令和5年7月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	6月1日 ( )	菊川小学校擁壁改修工事	令和5年7月31日	カズミ工業株式会社	2,233,000	<p>菊川小学校と隣地の境界に設置されている擁壁が、隣宅の解体により露見し、劣化が激しく、倒壊の危険性があることが判明した。また、当該擁壁が隣地に越境していることも判明した。擁壁が越境している状況では、隣地の新築工事の建築確認申請手続きに影響が出るため、早急に当該擁壁を撤去し、適切な位置に外構柵を設置する必要がある。</p> <p>指定事業者は同様の工事を多数施行しており、今回構築する外構柵を短い納期で調達可能であることから、当該工事を工期内に完了することが可能である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	庶務課
2	7月7日	大横川親水公園排水ポンプ改修工事	令和5年11月30日	荏原実業株式会社	4,257,000	<p>本工事を施工するにあたっては、大横川親水公園浄化施設を休止する必要がある。このため、ポンプ休止日数を最小限で施工しなければならない。</p> <p>今回改修を行うポンプ製品は指定事業者が取扱う製品であることと、年間を通して保守点検も行ってあり当該地を熟知している。したがって、本工事のポンプ休止日数を最小限で確実に施工できる唯一の事業者である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路公園課
3	7月7日	大横川親水公園浄化施設操作盤等改修工事	令和7年3月31日	荏原実業株式会社	59,950,000	<p>本工事を施行するには、大横川親水公園浄化施設の全ポンプを休止する必要がある。休止することによって雨水が溜まり施設が浸水してしまうため、最小限のポンプ休止日数で施工しなければならない。</p> <p>指定事業者は、当施設のポンプ製品の取扱業者であり、年間を通して保守点検も行ってあり、当該地を熟知しているため、本工事を最小限のポンプ休止日数で確実に施行できる唯一の事業者である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路公園課
4	7月12日	文花中学校屋内運動場棟トイレ改修工事	令和5年10月31日	株式会社森下工務店	19,935,300	<p>本件について、希望型指名競争入札を行った結果、全者辞退（1者不参）により応札者がいなかった。開札後、改めて入札参加事業者に交渉したが、辞退の意向は変わらなかった。</p> <p>本工事は、学校運営への影響を最小限に抑えるため、夏休み期間を利用し、限られた工事期間で施工する必要がある。また、現場作業着手前には綿密な施工計画の立案等の準備に期間を要するため、再度競争入札に付す日程的余裕がない。</p> <p>そこで、本年度に類似工事を行う指定事業者と協議を行ったところ、工事期間内で施工完了が可能であり、かつ、予算額内の金額で契約を締結できる意向が示された。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	公共施設マネジメント推進課

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
5	7月26日	隅田公園第2期再整備工事監督補助委託	令和7年3月21日	株式会社爽環境計画	7,957,400	本業務の履行に当たっては、監督補助や工事管理を適切に行うため、隅田公園の歴史性や特徴、学識経験者からの助言、地元住民との協議状況等の、設計に至るまでの経緯の熟知が必須である。したがって、設計業務の受託事業者でなければ極めて支障が大きいことから、本業務を確実に効果的に履行することができるのは、「隅田公園第2期再整備実施設計委託」を受託した指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課

緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものの。